

大口町告示第64号

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

大口町健康づくり推進協議会設置要綱（昭和58年大口町告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「街づくり」を「地域づくり・まちづくり」に改める。

第3条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「次の事業」を「次に掲げる事業」に改め、同条第1号中「啓蒙」を「啓発に関すること。」に改め、同条第2号中「指導等」を「指導等に関すること。」に改め、同条第3号中「推進」を「推進に関すること。」に改め、同条第4号及び第5号中「事業」を「事業に関すること。」に改める。

第4条中「次に掲げる委員で構成する」を「委員20人以内で組織する」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 愛知県江南保健所職員
- (2) 一般社団法人尾北医師会
- (3) 一般社団法人尾北歯科医師会
- (4) 尾北薬剤師会
- (5) 地域自治組織
- (6) 代表健康推進員連絡会
- (7) 高齢者団体
- (8) 勤労者の健康づくりに関わる団体
- (9) 住民団体
- (10) 識見を有する者
- (11) 行政関係職員
- (12) その他町長が必要と認める者

第5条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第2項中「補欠委員」を「補欠に委嘱又は任命された委員」に改める。

第6条を次のように改める。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条第1項中「必要に応じ会長が招集する」を「委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

第7条に次の1項を加える。

- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第8条の見出しを「(専門部会)」に改め、同条第1項中「協議会は、必要に応じ専門委員会」の「委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会」に改め、同条第2項中「専門委員会」を「専門部会」に、「第4条に定める委員その他学識経験を有する者等の中から会長が指名する」を「委員長に指名された者で構成する」に改め、同条第3項を削り、同条に次の4項を加える。

- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第9条中「第1項又は前条第1項」を削り、「会長」を「委員長」に改め、「又は専門委員会部会の会議」を削る。

第10条の見出しを「(その他必要事項)」に改め、同条中「そのつど協議する」を「委員長が定める」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的)	(目的)
<p>第2条 協議会は、地域住民への保健衛生に関する知識、情報の提供と疾病予防及び体力向上等をめざすための活動を実践し、これを通じて健康あふれる家庭と<u>地域づくり・まちづくり</u>を推進しようとするものである。</p>	<p>第2条 協議会は、地域住民への保健衛生に関する知識、情報の提供と疾病予防及び体力向上等をめざすための活動を実践し、これを通じて健康あふれる家庭と<u>街づくり</u>を推進しようとするものである。</p>
<u>(所掌事務)</u>	<u>(事業)</u>
<p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p>
<p>(1) 保健衛生全般に係る知識、情報の普及と<u>啓発に関すること。</u></p>	<p>(1) 保健衛生全般に係る知識、情報の普及と<u>啓蒙</u></p>
<p>(2) 地域住民の疾病予防と健康管理に関する<u>指導等に関すること。</u></p>	<p>(2) 地域住民の疾病予防と健康管理に関する<u>指導等</u></p>
<p>(3) 健康づくりに関する基本的計画の作成と<u>推進に関すること。</u></p>	<p>(3) 健康づくりに関する基本的計画の作成と<u>推進</u></p>
<p>(4) 地域住民の体力づくりに関する<u>事業に関すること。</u></p>	<p>(4) 地域住民の体力づくりに関する<u>事業</u></p>
<p>(5) その他、健康づくりに必要な<u>事業に関すること。</u></p>	<p>(5) その他、健康づくりに必要な<u>事業</u></p>
(組織)	(組織)
<p>第4条 協議会は、<u>委員20人以内で組織する。</u></p>	<p>第4条 協議会は、<u>次に掲げる委員で構成する。</u></p>
	<p>(1) <u>町長</u></p>
	<p>(2) <u>教育長</u></p>
	<p>(3) <u>愛知県江南保健所長</u></p>
	<p>(4) <u>医師代表</u></p>
	<p>(5) <u>歯科医師代表</u></p>
	<p>(6) <u>薬剤師代表</u></p>
	<p>(7) <u>区長会代表</u></p>
	<p>(8) <u>代表健康推進員連絡会代表</u></p>
	<p>(9) <u>P T A連絡協議会代表</u></p>
	<p>(10) <u>保育園父母の会代表</u></p>
	<p>(11) <u>老人クラブ連合会代表</u></p>

新	旧
	(12) <u>勤労者の健康づくりに関わる団体代表</u>
	(13) <u>大口さくらメイト代表</u>
	(14) <u>住民団体代表</u>
	(15) <u>行政関係職員</u>
<p>2 <u>協議会の委員（以下「委員」という。）</u> <u>は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。</u></p>	
(1) <u>愛知県江南保健所職員</u>	
(2) <u>一般社団法人尾北医師会</u>	
(3) <u>一般社団法人尾北歯科医師会</u>	
(4) <u>尾北薬剤師会</u>	
(5) <u>地域自治組織</u>	
(6) <u>代表健康推進員連絡会</u>	
(7) <u>高齢者団体</u>	
(8) <u>勤労者の健康づくりに関わる団体</u>	
(9) <u>住民団体</u>	
(10) <u>識見を有する者</u>	
(11) <u>行政関係職員</u>	
(12) <u>その他町長が必要と認める者</u>	
(任期)	(任期)
<p>第5条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>補欠に委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>第5条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<u>(委員長及び副委員長)</u>	<u>(会長)</u>
<p>第6条 <u>協議会に委員長及び副委員長を置く。</u></p>	<p>第6条 <u>協議会の会長は、町長の職にあるものとする。</u></p>
<p>2 <u>委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。</u></p>	<p>2 <u>会長は、会務を総理する。</u></p>
<p>3 <u>委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p>	<p>3 <u>会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u></p>
<p>4 <u>副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その</u></p>	

新	旧
<u>職務を代理する。</u>	
(会議)	(会議)
第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、 <u>委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</u>	第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、 <u>必要に応じ会長が招集する。</u>
2 <u>会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</u>	2 <u>会議においては、会長が議長となる。</u>
3 <u>協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</u>	
<u>(専門部会)</u>	<u>(専門委員会)</u>
第8条 <u>委員長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。</u>	第8条 <u>協議会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。</u>
2 <u>専門部会の委員は、委員長に指名された者で構成する。</u>	2 <u>専門委員会の委員は、第4条に定める委員その他学識経験を有する者等の中から会長が指名する。</u>
3 <u>専門部会には、部会長及び副部会長を置く。</u>	3 <u>専門委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。</u>
4 <u>部会長は、協議会の委員から選出し、副部会長は、部会長が指名する。</u>	
5 <u>部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。</u>	
6 <u>副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。</u>	
(書面審議)	(書面審議)
第9条 第7条の規定にかかわらず、 <u>委員長は</u> 会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。	第9条 第7条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、 <u>会長は</u> 会議又は専門委員会部会の会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。
<u>(その他必要事項)</u>	<u>(雑則)</u>
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は <u>委員長が定める。</u>	第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は <u>そのつど協議する。</u>